

じ。宋史^{卷五}、一念張刷、猶能轉弱爲強。
しんさつ ～審察 つまびらかに視察する事。
公孫枝曰、君耳目聰明、思慮審察、君其得聖人乎。公曰、然吾悅夫笑之言、彼類聖人也。

しんさつ ～神察 神の如く物事を洞察すること。
しんさつ ～診察 醫者が患者の病状をうかがひ見ること。南史無慧子雄亦傳^{家業尤工診察}

しんさつ・じよ ～診察所 (名) 醫師が公衆の需めに應じて診察をなす場所。醫法施行規則第8條「診察所又は治療所と稱するは公衆の需に應し診察又は治療を爲す場所を謂ふ」

しんさつ・ぱう (名) しんぱりばうに同じ。甲陽軍鑑^三「勘介刀をとりあはせらず、そこにしんざつ棒のあるを取りて、向かひうけて組みころばし、繩をかけて南部殿へわたす」

しんさつ・ぱう (名) しんぱりばうに同じ。甲陽軍鑑^三「勘介刀をとりあはせらず、そこにしんざつ棒のあるを取りて、向かひうけて組みころばし、繩をかけて南部殿へわたす」

しんざつ・のむんくわい ～審査委員會 (名) 審査委員を以て組織する會。審査を要する事項に關する審査委員の會議。

しんざつ・おわん ～審査委員 (名) 審査委員は稅務監督局所轄内の調查委員之を選舉す」

しんざつ・もの ～新座者 (名) 新参者に同じ。狂言文相^新「しんざもののは、一人でござる」

しんざつ・もみ ～甚三紅 (名) 承應の頃、京都長者町の住人桔梗屋甚三郎が茜用ひて染め出だしたる紅梅色のもの。婦女の衣服の胸裏に用ふ。近世衣食住記^{天北}「常敷調査者不^会聖人深旨」

しんざつ・し ～深紫 (名) こき紫色。新座者^{常敷調査者不^会聖人深旨}「丹作^之、象^{脣赤也}」

しんざつ・し ～唇齒 (名) くちびるとはじからふるまひ。舉と。陸機文賦^{思風發于胸臆、言泉流于唇齒}「口^之利害關係の密接なる間柄に譬へ」と。陸機文賦^{思風發于胸臆、言泉流于唇齒}「口^之利害關係の密接なる間柄に譬へ」と。陆作^之、象^{脣赤也}」

しんざつ・し ～深目 (名) 深き旨意。深意。北口^{新案調査者不^会聖人深旨}「深目^之、見^之」

しんざつ・し ～深目 (名) 深き旨意。深意。北口^{新案調査者不^会聖人深旨}「深目^之、見^之」

しんざつ・はうこくしょ ～審査報告書 (名) 審査したる事柄の報告書。権密院官制第五十「特別の場合を除くの外^密め審査報告書を調製し」

以告^{子王}、而升^{諸司馬}、曰^{進士}、宋史^{卷五}、萬世之後、吾寧能北面臣事^之。

「諸科賜第者、後復應進士舉、則進士尤重也、神宗始罷諸科，併^{子進士取之}」

しんし ～紳士 (名) 行正しくして氣品の高き人。品格ありて禮儀にあつて、見知る者もあるまじ」

しんし ～信士 (名) 佛葬したる男子の法名の下に添ふる語。

しんし ～信使 (名) つかひ、使者、使節。まことの使者。

しんし ～信士 (名) 信義に厚き士、信子「非信士不得立^{子朝}」

しんし ～神社 (名) 史記封禪^{乃益發^船、令^言海}

神山者數千人、求^{蓬萊神人}」

しんし ～神子 (名) 神の子。特に基

しんし ～神子 (名) おやとこと。おぞ^也、天朝^奉、大尉神委高微^也。

しんし ～神祠 (名) 神社、古事談^{栗田口山科北里、}栗田口山科北里、民各自奉祠^也。

しんし ～新司 (名) 新に任に就く國司。後撰書^{忠房朝臣津の守にて、新司は}有^一神祠^也。

しんし ～新紙 (名) 新聞紙^{の餘りには「民法第四編、親子」}。

しんし ～新詩 (名) 新作の詩。張華詩^之。

しんし ～新事 (名) 合^{神事}於內朝^二。

しんし ～新事 (名) 明治十五年五月一日に置き、初め陸軍裁判所^{後、陸軍の軍事會議所の職員として證審に從事したる事}。

しんし——しんし

秋一

しんし 〔神州〕 (名) ■しんこく (神國)に同じ。 ■支那人が自國をさしていふ尊稱。史記孟軻「中國名曰赤縣神州、赤縣神州内自有九州、禹之序九州是也」河圖括地象「崑崙東南地方五千里、名曰神州、其中有五山、帝王居之」

しんし 〔新愁〕 (名) あらたに催すうれへ。陸游詩「新愁宿醉兩參差」

しんし 〔深愁〕 (名) ふかきうれへ。深憂。杜甫詩「春來花鳥莫深愁」

しんし 〔神秀〕 (名) 神妙にしてすぐれた山嶽の神秀也。

しんし 〔仁獸〕 (名) なきのある獸。百日曾我「麟は仁獸にして、生けるを食はず」公羊傳「麟者仁獸也。有王者則至」

しんし 〔だんじ〕 (名) 神州男子。 (名) 我が國に生まれたる男子。

しんし 〔りう〕 (名) 仁獸 (名) なきのある獸。はらりう (小笠原流) に同じ。集義和書

〔問〕 甲州流・越後流・信州流などと申し侍るは如何。同志茶話「信州流といへるは、小笠原流の事なるが、小笠原軍衛もっぱら雲氣・烟氣等の怪異を記し、浮屠・妄浮を正とし、多くは附會・信用に不足、近世甲家の兵書を取り交ぜて、師家を立つるやからあり」

しんし 〔かさがけ〕 神事笠懸 (名) 神事笠懸 (名) あたらしきか事に行ふ笠懸。

しんし 〔新式〕 (名) あたらしきか事に行ふ笠懸。

しんし 〔新しき〕 法式。北史新高議「權衡・度量・筋衣・身色如金山・端嚴甚微妙」

しんし 〔身識〕 (名) 佛語。身根に

よりて外物を知覺する能覺。

しんし 〔深識〕 奥深き見識、奥深き知識。國史補「李華舍無殿賦初成、蕭何見之曰、景福之上雲光之下、善著論言、趣ト可曉、可謂深識」

しんし 〔審識〕 詳細にすること。孫楚文「審識安危、自求多福」

しんし 〔さよく〕 (名) 人事局 (名) 陸軍省又は海軍省の一局。將校及び將校相當官・准士官の身上に關する事務を掌るもの。陸軍省官制第四條「人事局」

しんし 〔字金〕 (名) げんぶ (元字金) の異稱。添極印の文の字が眞字なるよりいふ。大日本貨幣史「元文金或ひは之を古文字金といひ、或ひは之を眞文字金といひ、又之を眞字金といふ」

しんし 〔わんけいじけん〕 (名) 親子關係事件。人事訴訟手續法第三「親子關係事件」

しんし 〔さう〕 (名) 「植」虎耳草 (名) 「植」虎耳草 (名) 「植」虎耳草 (名) (元草) 虎耳草屬の多年生草本。葉は淡綠色にして毛茸を有す。花莖は葉開より抽出し、夏季・白色の小花を穗状花序に排列す。花被は白色・やや人の字の様に並列せり。我が國各地の山間に自生す。ほこら。みや。

しんし 〔せい〕 (名) 神寺税 (名) 古ヘ・神田及び寺田より神祠・佛寺に納むる稅。

しんし 〔そじよう〕 (名) 人事訴訟 (名) 「泣」人身・能力に關する訴訟。

しんし 〔ちやう〕 (名) 支那の秦の王室。保元左近 (泰至七世の風に歸りき)

しんし 〔じつ〕 (名) 寝室 (名) 寝室 (名) あたらしき亥の年。戊辰詩「舊郭冬新室、閑坡闕闢田」■新に娶りたる妻。はなよ長」

しんし 〔ちやう〕 (名) 人事長 (名) 鎮守府司令長官の幕僚の一。鎮守府司令長官の命を受け、其の麾下職員の人事に關する事務に服するもの。鎮守府條例第六條「人事長」

しんじ 〔ちやう〕 (名) 支那の秦の王室。保元左近 (泰至七世の風に歸りき)

しんし 〔じつ〕 (名) 心疾 (名) 精神に異常を來たせる病。心のやまひ。神經病。左傳襄公「子重病之、遂遇心疾而卒」同昭公「晦淫惑疾明淫心疾」

しんし 〔じつ〕 (名) 心室 (名) [醫] 心臟内腔の下半部。左右の兩心室より成り、互ひに中隔によりて隔てられ、心耳とは各瓣を以て相通す。右心室よりは肺動脈を出だす。左心室よりは大動脈を出だす。

しんし 〔じつ〕 (名) 親暱 (親昵) 親しみむつむこと。親近。方傳昭公「詔夏寢處不可棄也」同成公「其死亡者皆親暱也」

しんし 〔じつ〕 (名) 〔新穀〕 新穀を神に捧ぐること。天子の新穀を食せらるることと。禮記月令「孟秋之月、農乃登穀、天子嘗之」同秋之月也

しんし 〔じつ〕 (名) 參商 (名) 参星と商星と。左傳昭公「遷閭伯于商丘、主辰、商人是因故辰爲商星」遷實沈於大夏「主參、唐人是因以服事夏商」■遠く相離れるにいふ語。曹植文「參商面有過景之連，別有參商之闊」

しんし 〔じつ〕 (名) 真實 (名) 眞實の御心向は、極めてうるはしめでるはしめ。新婦。

しんし 〔じつ〕 (名) 新室 (名) 支那の秦の王室。保元左近 (泰至七世の風に歸りき)

しんし 〔じつ〕 (名) 寝室 (名) 寝室 (名) あたらしき亥の年。戊辰詩「舊郭冬新室、閑坡闢闢田」■新に娶りたる妻。はなよ長」

しんし 〔じつ〕 (名) 心疾 (名) 精神に異常を來たせる病。心のやまひ。神經病。左傳襄公「子重病之、遂遇心疾而卒」同昭公「晦淫惑疾明淫心疾」

しんし 〔じつ〕 (名) 心室 (名) [醫] 心臟内腔の下半部。左右の兩心室より成り、互ひに中隔によりて隔てられ、心耳とは各瓣を以て相通す。右心室よりは肺動脈を出だす。左心室よりは大動脈を出だす。

しんし 〔じつ〕 (名) 親暱 (親昵) 親しみむつむこと。親近。方傳昭公「詔夏寢處不可棄也」同成公「其死亡者皆親暱也」

しんし 〔じつ〕 (名) 〔新穀〕 新穀を神に捧ぐること。天子の新穀を食せらるることと。禮記月令「孟秋之月、農乃登穀、天子嘗之」同秋之月也

しんし 〔じつ〕 (名) 參商 (名) 参星と商星と。左傳昭公「遷閭伯于商丘、主辰、商人是因故辰爲商星」遷實沈於大夏「主參、唐人是因以服事夏商」■遠く相離れるにいふ語。曹植文「參商面有過景之連，別有參商之闊」

しんし 〔じつ〕 (名) 真實 (名) 眞實の御心向は、極めてうるはしめでるはしめ。新婦。

しんし 〔じつ〕 (名) 新室 (名) 支那の秦の王室。保元左近 (泰至七世の風に歸りき)

しんし 〔じつ〕 (名) 寝室 (名) 寝室 (名) あたらしき亥の年。戊辰詩「舊郭冬新室、閑坡闢闢田」■新に娶りたる妻。はなよ長」

しんし 〔じつ〕 (名) 心疾 (名) 精神に異常を來たせる病。心のやまひ。神經病。左傳襄公「子重病之、遂遇心疾而卒」同昭公「晦淫惑疾明淫心疾」

しんし 〔じつ〕 (名) 心室 (名) [醫] 心臟内腔の下半部。左右の兩心室より成り、互ひに中隔によりて隔てられ、心耳とは各瓣を以て相通す。右心室よりは肺動脈を出だす。左心室よりは大動脈を出だす。

しんし 〔じつ〕 (名) 親暱 (親昵) 親しみむつむこと。親近。方傳昭公「詔夏寢處不可棄也」同成公「其死亡者皆親暱也」

しんし 〔じつ〕 (名) 〔新穀〕 新穀を神に捧ぐること。天子の新穀を食せらるることと。禮記月令「孟秋之月、農乃登穀、天子嘗之」同秋之月也

しんし 〔じつ〕 (名) 參商 (名) 参星と商星と。左傳昭公「遷閭伯于商丘、主辰、商人是因故辰爲商星」遷實沈於大夏「主參、唐人是因以服事夏商」■遠く相離れるにいふ語。曹植文「參商面有過景之連，別有參商之闊」

しんし 〔じつ〕 (名) 〔新穀〕 新穀を神に捧ぐること。天子の新穀を食せらるることと。禮記月令「孟秋之月、農乃登穀、天子嘗之」同秋之月也

しんじ

しんじ

しんじ——しんじ

くおはしまして「榮華華」眞實の御身を納められ給へる此の山には「勝鬨經」所言眞實者、應當「修供養」

しんじ (名) ■「信實」まめやかなること。忠實。いつはりかざりのなきこと。りちぎ。忠實。

丁只今は、まだいとをさなく侍れば、奉らんとも思ひ給へぬ物を、しんじちにあるやうにもの給ひけるかな」源頼「いはけなく年足らぬほどにおはすとも、しんじの親のやんごとなく思ひ捨て給へらんを」

やうにもの給ひけるかな」源頼「いはけなく年足らぬほどにおはすとも、しんじの親のやんごとなく思ひ捨て給へらんを」

なじむ。新婦。

しんじ (名) ■「盡日」朝より晚まで。ひねもす。終日。朗詠「盡日望雲心不繫」

しんじ (名) ■「盡日」朝より晚まで。ひねもす。終日。朗詠「盡日望雲心不繫」

書「歲正月一日占雞、二日占狗、三日占羊、四日占猪、五日占牛、六日占馬、七日占人、八日占鶴」

しんじ (名) ■「盡日」朝より晚まで。ひねもす。終日。朗詠「盡日望雲心不繫」

1100

身體上又は精神上の労働を目的とする義務。例へば、兵役義務の類。

しんしやうぐん 〔新將軍〕 (名) 新に任に就きたる將軍。
義材公、近江國へ御勤座あり」

じんじやうげ 〔尋常氣〕 (翻) 寻常なるさま、異風ならず品格あるさまにいふ語。保元ノ朝、大男のおそろしげなるが、さすがに尋常げなり」

じんじやうけいさつ 〔尋常警察〕 (名) 「法」保安警察の一。平常の事情の下に於ける警察。

しんじやうさい 〔新嘗祭〕 (名) ひな祭り(新嘗祭)に同じ。神嘗祭。(名) かむ

なめまつり(新嘗祭)に同じ。神嘗祭(名) かむ

なめまつり(新嘗祭)に同じ。神嘗祭。(名) かむ

「法」保安警察の一。尋常の事情の下に於ける警察。

じんじやうぱこ 〔進上箱〕 (名) 進上物に入る箱。若風俗「是れを二階の各様へと、しんじやうぱこ一つわたして」

しんじやうひしんけい 〔針狀披針形〕 (名) 「植」植物學上の用語。針形を帶びたる披針形。

しんじやうよらい 〔新成如來〕 (名) 佛詔。本地より垂跡化現せる如來。垂跡の佛。

じんじやうてつだう 〔尋常鐵道〕 (名) 我が國にて、三沢、六時、世界一般にては四呎八吋半の軌幅を有する鐵道。

しんしやうよりらい 〔新成如來〕 (名) 佛詔。本地より垂跡化現せる如來。垂跡の佛。

じんじやうしはんがくかう 〔尋常師範學校〕 (名) 明治三十年十月以前に於ける師範學校の稱。師範教育令第十等常師範學校」

じんじやうせうがくかう 〔尋常小學校〕 (名) 小學校の一。學齡兒童に普通教育を施す所。現時は其の修業年限を六年と定め、其の主要の教科目を修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫・唱歌。

じんじやうだい 〔進上臺〕 (名) 進上物を載せたる臺。堀川波鼓「口上演べて、進上臺を差し出せば」

じんじやうちゅうがくかう 〔尋常中学校〕 (名) 対

國 (名) 「法」身上聯合をなせる國。君合國。

しんじやうさきよ 〔神社局〕 (名) 内務省の一局。神社及び神官・神職に關する事項を掌るもの。内務省官制第四「神社局」年は只新嘗會・五節計りで「有」と、「無」と今

しんじやく 〔斟酌〕 (名) 氷又は飲料などをふりくらすこと。酒などくみかはす

しんじやくさ 〔斟酌〕 (名) 氷又は飲料などをくみわくること。酒などをくみかはす

しんじやくさよ 〔神社局〕 (名) 内務省の一局。神社及び神官・神職に關する事項を掌るもの。内務省官制第四「神社局」被卿僕議有りて、榮華殿会・新嘗會の日、雨

ふりくらすこと。酒などをくみかはす

しんじやくさよ 〔斟酌〕 (名) 氷又は飲料などをくみわくること。酒などをくみかはす

する額附。ひかる様子。ためらぶ額附。翠徳太子繪傳記「ああ、つがもない、

此の薬の葉はどう乗られうぞ、あぶない事を」と斟酌額」

神社の不動産及び寶物にて、地方廳の保管する神社財産登録臺帳に登録を受けたもの。明治四十一年法律第二十三號第三公私立尋常中學校は本令施行の日より中學校と改稱す他の法令中尋常中學校とあるは本令施行の日より當然中學校と看做す」

しんじやくさよ

〔新嘗會〕 (名) にひなめまつり(新嘗祭)に同じ。平家五十五集、今

事項を掌るもの。内務省官制第四「神社局」彼れ此れ参照して取捨すること。國語「醫師教誨、顧子留斟酌、敍此平生親」曰彼れ此れ參照して取捨ること。蘇武詩「我有一樽酒、欲以謝遠人」

事項を掌るもの。内務省官制第四「神社局」彼れ此れ參照して取捨すること。國語「醫師教誨、顧子留斟酌、敍此平生親」曰彼れ此れ參照して取捨すること。蘇武詩「我有一樽酒、欲以謝遠人」

照して取捨すること。國語「醫師教誨、顧子留斟酌、敍此平生親」曰彼れ此れ參照して取捨すること。蘇武詩「我有一樽酒、欲以謝遠人」

照して取捨すること。蘇武詩「我有一樽酒、欲以謝遠人」

しんし——じんじ

しんし——じんじ

しんし

しんし

۱۰۷

三

2

卷之三

二〇六

しんじん 信心 ■ 信仰の念。信念。
著聞「信心を致して、孔雀經をよませ給
ふ」太平記五、大塔宮〔解野落〕十六善神の擁護に依
る命なりと、信心肝に銘じ、感涙御袖を潤
せり」大藏法數「中道經云、妙信常住、一
切妄想我盡無余、中道現前、

じんしん 仁心 (名) 仁愛のところ
めぐみふかき心。用明天皇職人鑑「殺生
かへつて忍辱の、仁心・慈悲心・菩提心、大
善根の種植ゑて」孟子上篇今有仁心仁聞
而民不被其澤ニ

じんしんきうり 人身究理 (名) 條の略
じんしんきうりがく 人身究理學
(名) せいりがく (生理學) に同じ。

ぬるついたちの日の夢に、さまことな
ものの告げ知らすること侍りしかば、
じがたき事と思ひ給へしかど」易經
「聞言不信、聴不明也」中庸「言而民
不言」。○言即て。○之を以て。○

(説) 信心過ぎて極樂を通り越す 信心に
凝る者を嘲りていふ。
(説) 信心の家に立覺來たらず 信心する
人の家には、神佛の擁護あるを以て處
がささず。

に信じて、他事のために變心することなきこと。太平記四、先帝「内證深心の法施を奉らせ給ふ」通幸 法華經「一切衆生、深心所行、通達無碍」大藏法數「深心者、謂於正法、心生、深信、而復樂修一切善行、即是善是心也」

しんしんさうしつ・しや ～心神喪失者
(名) 心神喪失の状況にある人。刑法
條「心神喪失者の行為は之を罰せす」
しんじん・しや ～信心者 (名) 信心す
る人。信心家。

の御心にかなふべきに」

しんじん ～信神 神を信仰すること。
しんしん ～人臣 (名) 人の臣たるも
の。けらい。臣下。十訓「人臣學業な
ければ、心賢也といへども」左傳僖公十一年敗
而不死、又使失刑、非人臣也」
しんしん ～人身 (名) 人の身體。
からだ。曰箇人の身分。人の一身上の事
柄。
しんしん こうげき ～人身攻撃 人の一
身上の事柄又は私行を摘發して攻撃す
ること。
しんしん ～人心 (名) 曰人のこころ。
人人のこころ。ひとごころ。易經下䷏聖
人感人心、而天下和平」書經旅獒「狎侮君
子、罔以盡人心」曰私慾に蔽はれたる
心。本善の性にあらざる心。人惑。書經
大禹「人心惟危、道心惟微」
（註）人心の同じからざる其の面の如し
人人の心の異なるは、面貌の同じから
ざると同一なり。左傳襄公廿一年「人心之不
レ同如其面焉、吾豈敢謂君子面如吾面」
乎」

其性則知天矣」
じんしん ～甚深 甚だ深きこと。甚
だ深遠なること。神祕なること。大鎧
「甚深甚深希有希有なりとは、之を申す
なり」保元院御_{源幸}「總じて甚深・奇異の事共
を記し置かせ給へり」
じんじん ～仁人 (名) じんしや(仁
者)に同じ。太平記四、高德中路無レ武
一族共を集めて評定_{郡高徳}しけるは、志士・仁人
無_ニ求_レ生以害_ア仁、有_ニ殺_レ身以爲_ア仁といへ
リ」書經武成「予小子既獲_ニ仁人ニ」同_{卷登}雖
有_ニ周親、不_レ如_ニ仁人ニ」論語_{卷第}公_子志士・仁
人、無_ニ求_レ生以害_ア仁」
じんじん ～人人 (名) ひとびと。各
人。史記_{卷第}人人各自以爲得_ニ大將。至_レ拜_ル
大將_ニ乃韓信也。一軍皆驚_ル
しんじんか ～信心家 (名) 信心する
人。信心者。
しんしんかうじやくしや ～心神耗弱
者 (名) 全く心神を喪失するに至らざ
るも、心神衰弱して、行爲の利害を識別す
る力の乏しきもの。例へば、老耄者・病餘
の人の類。民法第十「心神耗弱者聾者啞者
盲者及ひ浪費者」

しんしんは ～眞心派 (名) 佛語。日本蓮宗の一派。不受不施派に類するもの。

鹽尻寺 「甲午の春、常州土浦土庫の民、鹽尻寺宗を立てなり日蓮真心派とかやいふ事あらはれて、多く召し捕られ、獄に繋がれし」

じんしんばいばい ～人身賣買 (名) 人身を賣買すること。人倫賣買。

じんじんひあ (名) 「英 Ginger beer の訛り」 じんじひあ・に同じ。

しんじんぶつ ～新人物 (名) 新に加入したる人物。新に出で來たりたる人物。

しんしんへいかう ～心身並行 (名) 「哲」「心」へいかうろん(並行論)を見よ。

精神物理的並行。

しんしんろん ～信神論 (名) いうしんろん(有神論)に同じ。

しんす 進 (他動詞) 一たてまつる。
まゐらす。さしあぐ。盛衰記十九「下野殿の御首中路其れ進せん」曰軍陣白書にて、旗を前方へ進む。後方へ返すを詰(せ)すといふ。

しんす 信 (他動詞) 一まこととす。
疑念を挿ます。源帶木「いみじくしんじてつら杖をつきてむかひる給ふ」同明石「い

しんすゐ
薪水 (名) ■たきぎと
と。曰薪を採り水を汲むこと。飯を饅
水を汲むこと。即ち、しもべのわざ。梁
明太子文胸節傳「送ニ一力ニ給ニ其子ニ曰、遣ニ此女
助ニ汝薪水之勞、此亦人子也、可ニ善遇ニ之。
水。水。水。
しんすゐ 進水 新造の船艦を、は
めて水上におろし浮かぶること。ふな
ろし。新般下。

しんすゐ 浸水 水にひたりたる
と。又、ひたしたる水。

しんすゐ 心醉 酒に酔ひて心を
はれたる如く、他を忘れて其の事に熱
すること。又、其の人にはれこむこと
列子楊子篇「有ニ神巫ニ自ニ齊來、列子見ニ之而
酔」

しんすゐ 晨炊 朝早くかしぐこと
漢書韓安國傳「亭長之妻苦レ之、迺晨炊蓐食、食
信往、不ニ爲具ヲ食」

しんすゐ 深邃 (副) 奥ふかき
と。幽遠。深遠。易經䷗「蹇蹇君子，终无尤。或躍无咎，自然也。」于濱詩「
非言可寫。是言不盡意也」于濱詩「
陽大道傍、甲第何深邃」

しんすゐ 神瑞 (名) あやしきし

し。靈妙なる祥瑞。齊書樂志「以爲神瑞」
道の奥義。蘊奥。

んすみ ～心髓 (名) □中心にある
筋。唐書廣雅「幽人死于南者、骸骨不掩、
痛哉心髓」曰中心。中樞。主要。

んすみ ～盡瘁 (名) □中心にある
る義。心を盡くし力を勞すること。心
力を盡くすこと。詩經小雅「或燕燕居息、
或盡瘁事國」

んすみ ～神水 (名) □神に供へた
る水。盛衰記「山神」一味の起請を書き、
灰に燒きて神水に浮かめて呑之」中務
集「神水に影のかたぶく山吹と、かはづの
聲をあはれとや聞く」太平記「一足
もひかず討ち死にすべしと、神水を飲み
てぞ打ち立ちける」曰靈驗ある水。

んすみ ～進水式 (名) 進水の
儀式。

しんすみち ～浸水地 (名) 浸水せる
土地。民法第三百四十九条「浸水地を乾かす爲め」
二十一條「浸水地を乾かす爲め」

しんすみをけ 神水桶 (名) 神事に
用ふるみづをけ。

しんせ ～信施 (名) 佛語。信者の三
寶に捧ぐる布施。盛衰記「有天寶」
三十三條「信施無慚」态に三
寶の信施を受け、あくまで伽藍の寺用を
貪り給ひし罪の報いに」

しんぜ むざん ～信施無慚 佛語。僧徒
が信者の布施を受くるのみにて、修行
をなさず、無慚・放逸なるふるまひとな
すこと。平家三、有玉「彼の信施無慚の罪
に依つて、今生にて早感せられけりとぞ
見えたりける」

しんせい ～心性 (名) □ここる。精
神。神性。戴表元詩「青山心性白雲身」
曰うまれつき。さが。天性。性質。

しんせい ～眞性 (名) □まことの性
質。自然の性質。天賦の性質。天性。性質。
莊

子馬蹄可以踰霜雪、手可以禦風寒。耽詩身閑何處無眞性。曰まじりのなき性質。純粹。曰萬有の本體。實相。眞如。

しんせい 神性 (名) 曰こころ。精神。心性。北史崔光取樂琴書頤養神性。文心雕龍序撰神性圖風勢苞會通闇聲字。曰神の性質。神の屬性。

しんせい 神制 (名) 神の制定。神の裁斷。日本振袖始天照神の御神制に任すべし。

しんせい 新制 (名) 曰新らしき制度。曰新らしき體裁。

しんせい 新正 (名) 新年の正月。劉禹錫詩好令朝集使、結束赴新正。歐陽修詩吹嘘向暖律、號令發新正。

しんせい 新政 (名) 曰あたらしき政治。あたらしき政令。蘇軾詩化國安新政。曰政治又は政令をあらたにすること。

しんせい 新婿 (名) はなむこ。全唐詩話姚家新婿是房郎。

しんせい 新聲 (名) 新作の音曲。古詩新聲妙入神。

しんせい 心星 (名) しんくわ(心火)に同じ。

しんせい 辰星 (名) 恒星。又、星朗詠螢火亂飛秋已近、辰星早沒夜初長。盛衰記八、晉書五星者、彗星・熐惑星・鎮星大白星・辰星なり。史記天官察日辰之會以治辰星之位。

しんせい 晨星 (名) 曰新に發見したる星。曰天新に現出したる星。又新に現出して後再び見えざる星。

しんせい 残れる星。よあけの星。草應物詩韻竹促飛觴夜謙達晨星。曰まばらなさま、まれなるさまに譬へていふ語。

しんせい らくらく 「晨星落落 晨星の
まばらに稀少なるさまにいふ語。劉禹
錫詩送張西園 今來落落、如晨星之相望」

しんせい ～参星 (名) さん(參)に同
じ。

しんせい ～軫星 (名) しんしゆく(軫
宿)に同じ。史記天官「若五星入軫星中、兵
大起」

しんせい ～深井 (名) ふかきゐど。
方干詩「深井通潮半雜泉」

しんせい ～深穿 (名) ふかきおとし
あな。徐寅詩「洞穿雙扉入到初、似從深
穿観高墟上」

しんせい ～新晴 あらたにはるること。
杜甫詩「久雨巫山暗、新晴錦繡文」

しんせい ～新製 新しき製作。新作。
七偏人^{七偏人}「新製の羊羹と香煎」陶潛詩「衣
裳無^無新製」宋史太祖「詔減湖南新製茶ニ
む」杜甫詩^{游龍門}「欲覺聞晨鐘、令人發
深省」

しんせい ～深省 心中に深く省みる
所あること。心中に深く省み悟ること。
芭蕉文鹿島^{芭蕉文鹿島}「頗る人をして、深省を發せし
む」杜甫詩^{奉先縣}「欲覺聞晨鐘、令人發
深省」

しんせい ～親政 天子御自身に政を
はせ給ふこと。

しんせい ～親征 天子御自身に征伐、
給ふこと。書經^{甘誓}「諸侯有扈氏叛^ニ王命
率^レ其^ヲ征之」

しんせい ～申請 或る請求を官廳に
し出づること。民事訴訟法^{第百三}「検査
の選任の申請」

しんせい ～神聖 神の如^キ靈德ある
と。侵すべからざる威儀あること。極
て貴きこと。かうがうしきこと。左傳
廿六^年「至^ニ于靈王^ニ生向有^レ詛、王甚神聖、無^レ
於諸侯」漢書^{蕭何}「臣聞五帝神聖、其臣
能及^ニ」

しんせい ふかしん 「神聖不可侵」

君主が其の行爲につき、法律上責めに任せざること。

しんせい 真成 まこと。ほんたう。
じつ。眞實。眞誠。黃山谷詩「天下眞成
長會合、兩兔相倚睡「秋江」

しんせい 真誠 前條に同じ。

しんせい 真正 まことにして正しき
こと。いつはりにあらざること。にせに
あらざること。假りにあらざること。樂
漢書許由「外慕聲名、內非眞正」

しんせい 信正 せいしん(正信)に同
じ。

じんせい 人世 (名) 人の世の中。
人間界。世間。

じんせい 人生 (名) 人類の生命
人類の生存。史記「人生有命兮、各
所と錯」曰人の此の世に生存し居る間
人の一生。人の生涯。左傳成公「人生
難、其有不穢死乎」

(説)人生七十古來稀なり 古へより七
歳に及ぶもの少なし。賈誼新書「人
百年、七十者稀」杜甫詩曲江「人生七十
來稀」

(説)人生は朝露の如し 人生は朝露の
き易き如くもろし。漢書樊噲「人生如
露、何久自苦如之此」

(説)人生は白駒の歟を過ぐるが如し
の一生は光陰の戸隠を過ぐる如く、
かの聞なり。

じんせい 人性 (名) 人の具有
る自然の性。人の本然の性。孟子告子
性之無分於善・不善也、猶水之無分
東西也」曰人の性質。

じんせい 人聲 (名) 人の聲。
ごゑ。人語。世說「不聞有人聲」

じんせい 仁政 (名) めぐみ深
治。孟子梁惠王「君行仁政、斯民親其上
死其長上矣」同上「堯舜之道不以

二二四

しんせ

七八

二

じんせ—しんせ

しんせ

七
七

三

三

政、不能平治天下」董仲舒文「發號出令、利天下之民者、謂之仁政」

吉宗の一派。圓戒國師真盛を派祖とし、近江國滋賀郡坂本村西教寺を總本山とするもの。近江國奥地志略せ、西真盛上人墓

みうち。みより。親類。儀制令「親戚及
家令以下、不_レ在_ニ禁限」。左傳僖公廿四年「封_ニ建

しんせつ ~新雪 (名) あらたにふり
たる雪。あたらしくふりたる雪。權徳興

仁心ある聖賢。漢書王吉「考仁聖之風、習治國之道」

台宗の一派。圓戒國師眞盛を派祖とし、近江國滋賀郡坂本村西教寺を總本山とするもの。近江國興地志略せ、西眞盛上人墓由跡上人壯年にして薙髮し、比叡山に登り、天台律宗を弘む。今の眞盛派是れなり」

みうち。みより。親類。儀制令「親戚及
家令以下、不_レ在_ニ禁限」。左傳僖公廿四年「封_ニ建
親戚、以蕃_ニ屏周」。孟子公彌「寡_レ助之至、親
戚畔_レ之」。

しんせつ ～新雪 (名) あらたにふりたる雪。あたらしくふりたる雪。權徳興詩「灘經水澗逢新雪」

しんせつ ～新説 (名) あらたに聞く話。曰新らしく立てたる意見。俗語錄「務立新説ニ」

物税の對) しんせいかい 〔新生涯 (名) 新らしき生活の狀態。〕

台宗の一派。圓戒國師真盛を派祖とし、近江國滋賀郡坂本村西教寺を總本山とするもの。近江國奥地志略廿四「真盛上人墓」中略上人壯年にして薙髪し、比叡山に登り、天台律宗を弘む。今の眞盛派是れなり」
しんせい-いふせんゐはん 〔眞正不作爲犯〕
(獨 Echtes Unterlassungsdelikt)
(名)【法】不作爲による不行犯。即ち、不作爲による命令違反の罪。(不眞正不作爲犯の對)

みうち。みより。親類。儀制令「親戚及
家令以下、不_レ在_レ禁限」。左傳僖公廿四年「封_レ建
親戚、以蕃_二屏周」。孟子公孫丑下「寡_レ助之至、親
戚畔_レ之」。

しんせき 眞蹟 眞迹 (名) 其の
人のまことの筆蹟。眞筆。鶴林玉露「見
其眞迹」。

しんせき 臣籍 (名)
分。國民の分限。臣民籍。曰皇族以外の
臣民籍。皇室典範第四十「皇族女子の臣籍
四條に嫁したる者は皇族の列に在らす」同

しんせつ ■新雪 (名) あらたにふりたる雪。あたらしくふりたる雪。權德興詩「灘經水澗逢新雪」

しんせつ ■新説 (名) ■あらたに聞く話。曰新らしく立てたる意見。俗語錄「務立新説ニ」と。

しんせつ ■新設 あらたに設くること。新規の設立。

しんせつ ■親切 人情のあつきこと。ねんごろなること。懇篤。

しんせつ ■深切 ふかく切なること。

より生ずる爲替相場。(名稱爲替の對)
しんせいがん ～深成岩 (名) [地]し
んざうがん(深造岩)に同じ。

しんせいくわん ～人生觀 (名) 人生
の目的・價値・手段等に關する觀察。
しんせいしや ～申請者 (名) 申請せ
る人。申請人。民事訴訟法<sub>第三百八十「申請
二條二項」</sub>〔申請の旨題に依れば申請者反對給付を爲すに
非されば其請求を主張することを得さる
とき〕

しんせいしょ ～申請書 (名) 申請の
旨を記載したる文書。鑄業登錄令<sub>第六十「申
請書には左の事項を記載し申請人之に署
名捺印することを要す」</sub>

しんせいちやう ～神稅帳 (名) 神田
の收稅を記入する帳簿。民部省式<sub>「神稅
帳造二通、一通送=神祇官、一通送=省」</sub> 政
事要略_{五十七、税「神稅帳} 細報

しんせいにん ～人生哲學 (名)
「哲」人生の目的・價値・手段等に就きて研
究する哲學。

しんせいにん ～申請人 (名) 申請せ
る人。申請者。鑄業登錄令<sub>第六十「申請書に
は左の事項を記載し申請人之に署名捺印
することを要す」</sub>

しんせいは ～眞盛派 (名) 佛語。天

吉宗の一派。圓戒國師真盛を派祖とし、近江國滋賀郡坂本村西教寺を總本山とするもの。近江國輿地志略^セ、西眞盛上人墓由跡上人壯年にして薙髪し、比叡山に登り、天台律宗を弘む。今の眞盛派是れなり」

しんせいしょざくみはん ～真正不作爲犯（獨 Echtes Unterlassungsdelikt）
〔名〕【法】不作爲による不行犯。即ち、不作爲による命令違反の罪。（不真正不作爲犯の對）

しんせいまめ 真盛豆（名）京都北野眞盛寺の尼の初めて製したる一種の菓子。黒大豆を炒り、青芥の葉を磨りて水に解き、ころもとしたるもの。西州府志 こけのむすまめ。

しんせいめい ～新生命（名）信仰によりて心境の一變せる狀態。

しんせいめん ～新生面（名）あたらしき方面。

しんせう ～薪梢（名）新に生えたるこずゑ。杜甫詩「綠竹半含箨、新梢競出

しんせう ～薪樵（名）【植】さんせう（山椒）の異名。

しんせう ～侵擾（名）【植】さんせう
史記平華書「匈奴絕和親、侵擾北邊」

しんせうぼうだい ～針小棒大（句）針ほどのことを棒ほどにいひ立つること。物事をおほげさに云ひふらすこと。

しんせかい ～新世界（名）あらたに發見したる國土。特に亞米利加洲及び濠洲の稱。（舊世界の對）

しんせき ～親戚（名）親族と縁家と。

みうち。みより。親類。儀制令「親戚及家令以下、不_レ在_ニ禁限」。左傳「公_セ封_ニ建親戚、以蕃_ニ屏周」。孟子「_母寡_ニ寡_ニ助之至、親戚畔_ニ之」。

しんせき ～眞蹟 眞迹 (名) 其の人のまことの筆蹟。眞筆。鶴林玉露「見其眞迹」。

しんせき ～臣籍 (名) 分。國民の分限。臣民籍。曰「臣民たる身臣民籍。皇室典範第四十「皇族女子の臣籍に嫁したる者は皇族の列に在らす」。同增補四「皇族の臣籍に入りたる者は皇族に六條復することを得す」。

しんせき ～晨夕 (名) あしたとゆふべと。あさばん。あけくれ。朝夕。旦夕。旦暮。朝暮。

しんせき ～親炙 しんしや(親炙)を見よ。

しんせき ～人跡 (名) 人のあしあと。人の往来。ひとあし。人目。人影。盛衰記「_{廿六、本}長山遙かに連つて禽獸猶希に、大河漲り下つて人跡又幽なり」。史記「_{秦始皇}人迹所至、無_ニ不_レ臣者」。

しんせき ～衽席 (名) しとね。しきもの。ふとん。ねどこ。周禮天官「王府掌王之燕衣服衽席牀席第二」。禮記「_{坊記}衽席之上、讓而坐」。下、民猶犯_ニ貴」。戰國策「千丈之城、拔_ニ之尊俎之間、百尺之衝、折_ニ之衽席之上」。

しんせつ ～臣節 (名) 臣たる者の守るべき節義。人臣の節操。魏書江陵王「臣節未_レ申、徒有_ニ勤瘁」。

しんせつ ～信節 (名) 信義ある節操。又、いっぽりなきしるし。史記「_{留侯}恐兩將詐殺_ニ臣、今見_ニ信節、請服降」。

しんせつ ～深雪 (名) 高くつもりたる雪。みゆき。方干詩「深雪移_ニ軍夜、寒箭出_ニ塞情」。

しんせつ 〔新雪〕(名)あらたにふりたる雪。あたらしくふりたる雪。權德興詩「灘經水潮逢新雪」

しんせつ 〔新說〕(名)■あらたに聞く話。曰新らしく立てたる意見。俗語錄「務立新說二」

しんせつ 〔新設〕あらたに設くること。新規の設立。

しんせつ 〔親切〕人情のあつきこと。ねんごろなること。懇篤。

しんせつ 〔深切〕ふかく切なること。ねんごろに物事をすること。剝切。史記大史公「我欲載之空言、不如見之于行事」自序之深切著明。漢書志五行「具備深切」

しんせふ 〔臣妾〕(名)■臣下と婢妾と。易經下䷁䷃「臣妾吉、不可大事也」書經舜「竊馬牛一焉臣妾汝則有常刑」曰屈從する者。左傳宣公十一年「其翦以賜諸侯、使臣妾之、亦唯命」史記呂后「請委國爲臣妾」

しんせふ 〔進歩〕すすみはかどること。

しんせふ 〔震懼〕震攝 震攝 震攝 おそれてをののくこと。震懼。震怖。史記刺史「荆軻前謝曰、北蕃蠻夷之鄙人、未嘗見天子、故震懼。願大王少假借之」漢書東方「聖帝流德、天下震懼」後漢書「后性張忌、後宮無不震懼」魏志「威足」以震攝強冠、鎮靜疆場也

しんせん 〔神仙〕神懲 (名)せんにん(仙人)に同じ。國姓爺從日合戰「神仙不死の藥でも、百年生きぬ此の體」史記封爵書「海上燕・齊之間、莫不沿誦而自言有禁方能神仙」天隱子「龍通變曰神懲」

しんせん 〔神饌〕(名)神に供ふる酒食。供物。

しんせん ～神泉（名）神有りといふ泉。靈妙なりとする泉。淮南子「凡四水者帝之神泉、以和百藥」

しんせん ～深泉（名）水底ふかき泉。
晉書「魚鹽」投魚深泉放飛鳥」

しんせん ～深淺（名）一深きと淺きと。ふかさ。詩經「深則厲、淺則揭」戰國策「怨不期深淺、期于傷心」曰「こきとうすきと。唐太宗詩「綴條深淺色」朱慶餘詩「粧罷低聲問夫婿、畫眉深淺入時無」

目高きと低きと。高下。盛衰記「貴賤樂」人に上下の品あり、官に深淺の法あり」

しんせん ～針線 鍼線（名）はりといと。又、ぬひもの。裁縫。芥隱鉢記「周美成社日停針線、蓋用張文昌吳楚詞」杜甫詩「裁縫滅盡鍼線跡」

しんせん ～新錢（名）新に鑄造せる
ぜに。（舊錢の對）續紀「天平寶字四年三月丁丑」其新錢文曰、萬年通寶、以一當舊錢之十。銀錢文曰、大平元寶、以一當新錢之十二。南史宋明「斷新錢、專用古錢」

しんせん ～新船（名）新造の船。韓愈文「宅有新屋、步有新船」

しんせん ～新選 新に選ぶこと。

しんせん ～新撰 あらたに撰述すること。新なる撰述。新なる著作。舊唐書「武則、憲宗實錄、舊本未備、宜令史官重修進」内中郎候「新撰成同進」

しんせん ～進戰 すすみてたたかふこと。進擊。後漢書「賊利則進戰、鈍則乞降」

しんせん ～震戰 ふるひをののくこと。

しんせん ～賑贍 しんじゆつ（賑恤）にて新しきこと。又、其の物。「新鮮の空氣」

しんせん ～新鮮 あたらしき魚。とりたてのうを。なまうを。鮮魚。曰極めて新しきこと。又、其の物。「新鮮の空氣」

李咸詩用謝「參差失向兜羅錦、傾筐短瓶
蒸新鮮」
前二

じんせん ～神仙 (名) 十二律の一。
じふにりつ(十二律)を見よ。

じんせん ～神前 (名) 神靈のまへ。
神社の廣前。狂言山伏宣此方には神前で、天下の御祈念の致す。晋書劉惔供酒肉於神前

じんせん ～浸染 ■しみこみそまること。
と。曰漸漸に感化せらるること。杜牧文
墓誌君生浸染仁父之化

じんせん ～襯染 接近して其の感化を
受くること。親炙。

じんせん ～浸漸 ■ひたりうるほふこと。
又、ひたしらるほすこと。曰しむこと。
と。しみこむこと。曰漸漸に其の程度の
進行すること。

じんせん ～寢膳 いぬることと食事する
ことと。寢食。盛衰記廿五、時光後光不斜
御歎きありて、御寢膳も御倦モモき程なり
けり。李商隱文「慎安寢膳、勉護興居」

じんせん ～親善 したしみて仲よき
こと。後漢書荅與漢中李固、河内王奐
親善

じんせん ～森然 (副) 一こんもりと
繁りたるさまにいふ語。曰嚴かなるさま、
又するどきさまにいふ語。舊唐書禮儀元「武
德之初、議宗廟之事。神堯聽之、太宗參
之、碩學・通儒、森然在列」白居易文劉禹錫
「其鋒森然、少敢當者」

じんせん ～賄餂 はなむけすること
儀別。

じんせん ～荏苒 ■歳月の長びくさ
まにいふ語。魏書形質「離遠清挹、荏苒至
今」曰物事の漸漸に移り行くさまに
ふ語。班固文劉禹錫日歟月歟、荏苒代謝。
荏苒猶漸進也」

じんせんかん ～深淺桿 (名) 深さ

五尺以下の深淺の測量をなすに用ふる
桿。

しんせんさい 神仙菜 (名) 【植】あ
さくさのり(紫菜)の異名。

しんせんしやう 神仙掌 (名) 【植】
さほてんの異名。

しんせんじゅう 神仙調 (名) 十二律
の一。しんせん。拾芥抄上末。十二律(中時)九月
神仙(シン)調

しんせんばんしうらく 神仙萬秋樂
(名) ばんしうらく(萬秋樂)の異名。數訓
抄「萬秋樂異名、大和萬秋樂中略神仙萬秋
樂・仙歌萬秋樂」

しんせんへいはくれう 神饌幣帛料
(名) へいはくしんせんれう(幣帛神饌料
に同じ)。

しんそ 神祖 (名) 功徳の偉大なる
先祖の敬稱。神君。

しんそ 親疎 (名) したしきとうと
きと。朗詠「遙見人家花便入、不論^レ譽^レ譽^レ
賤與^二親疎^二曾我十一^一輔^二暫く目を塞ぎて
往事を思ふに、舊友皆空^レし。指を折りて
こうしんを數ふれば、しんそ多く隣れぬ
左傳昭公廿「夫舉無^レ他、唯善所在、親疎
也」

しんそ 譴訴 (譴訴) しこづり訴ふること
諭訴。漢書劉向「弄^レ權^レ譴訴」

しんそ 辛楚 つらさ。うさ。う
め。なんき。辛酸。辛苦。陸機詩「俯
悲^二林薄^一慷慨含^二辛楚^二」

しんぞ 新造 (新造) 新艘 (名) しん
う(新造) に同じ。

しんぞ 真 (副) しんに。ほんに。
ことに。淀鯉出世灑德「人遠へとは存
れども、色に袖を引かれて、しんぞ忝ら
ほゆる」同回「すんど風味のよい男、」
ぞ一切れ振る舞ひたい」

しんそう ～宸聰（名）天子の御きき。
徐元彌詩「寂寥高曲盡、猶是滿宸聰」

しんそら ～申奏 まうし上ぐること。
奏上。宋書「自申奏小大以聞」

しんそう ～進奏 まうしあぐること。
奏上。太平記「伊勢守賀國」
とて、伊勢國より進奏す」

しんそう ～進送 おくりまみらすること。
と。送呈。盛衰記「東國・北國の
亂逆によつて、東八箇國の正税・官物、此の
三箇年進送なし」白居易文「市作矮奴、
年進送」

しんそう ～臠送 旅立つものにはな
むけすること。臠錢。梁書「乘二朝、
便發臠送」

しんそう ～迅走 とくはすること。疾
走。爾雅「臠鱣類、羆虎食人迅走」同「羆
如人、被髮迅走食人」

しんぞうおろし 新般下（名）しん
すみ（進水）に同じ。

しんそうりう ～進走流（名）しん
ようとく（進宿德）に同じ。

しんぞく ～神足（名）神變不思議な
る脚力。釋迦如來誕生會「六通自在の神
足に、應軍庭の如く捲いて」

しんそく ～神速 不思議なるほど速
なること。極めてはやきこと。史記「
奏行不過二三日、得可、事論報至、流
十餘里、河内皆怪其奏、以為神速」魏
郭基「太祖將禦袁尚、嘉言兵貴神速」

しんぞく ～眞俗（名）
■佛語。眞
平等の理と世間差別の變化と。即ち、
世間と世間と。眞諦と俗諦と。徒然
「眞俗につけて、必ずはたし遂げんと思
ふ事は、機縫をいふ可からず」
■僧侶
俗人と。僧俗。太平記「山門裏、人法
昌して僧法相對せば、眞俗道徳はつて
可然」

レニヤー

しんせ

七八

卷二

二〇九

しんぞ——しんぞ

しんぞ

しんぞ

じんた

二二〇

しんぞく 〔親族〕 親屬 (名) ■ より。やから。親類。族者。親戚。職制律其の親屬雖過限及受餉乞貸皆勿論」枕「家ひろく清げにて、しんぞくは更なり、ただ打ち語らひなどする人は」同「近き、「思はねはらから、しんぞくの中」東鑑「文治四年雖非指親族只爲郎從」禮記大傳「六世親屬竭矣」宋史「多聚親族之僚獨者」『法』六親等内の血族配偶者及び三親等内の姻族の總稱。民法第十五章「親族」舊刑法第百十「親屬」同第五百三十五章「此刑法に於て親屬と稱するは左に記載したる者を云ふ」刑事訴訟法第二十二章「法律に於て親屬と稱するは刑法第一百四十九條第百十五條の規定に從ふ」

しんぞく 〔臣屬〕 臣下として從屬すること。又、其の人臣從臣下としして從屬すること。又、其の臣下としして從屬する機関。民法第五百三十一条「此刑訴法に於て親屬に重要なる關係を有する事項を調決するため、親族會員によりて組織せらるる機關。民法五百三十二条「法」前條に同じ。〔法〕親族會員を組織する會員三名以上と

しんぞくくわい 〔親族會〕 (名) 「法」或る人又は其の家の利害に重要な關係を有する事項を調決するため、親族會員によりて組織せらるる機關。民法五百三十二条「法」前條に同じ。〔法〕親族會を組織する會員三名以上と

しんぞくくわい 〔親族會議〕 (名) 「法」親族の關係を有する男女の結婚。〔法〕世襲財產法第二十一条「法」前條に同じ。〔法〕親族會議員を組織する会員三名以上と

しんぞくくわい 〔親族會議〕 (名) 「法」親族の關係を有する男女の結婚。〔法〕世襲財產法第二十一条「法」前條に同じ。〔法〕親族會議員を組織する会員三名以上と

しんぞくくわい 〔親族會議員〕 (名) 「法」親族會議員を組織する会員三名以上と

じんた——しんだ

しんだ

じんた

しんだ

二二一

しんだーうけうだうしょくふくそうさ

（名）明治十四年二月二十日設立の神道教導職副總裁

（名）明治十一年八月十一日教導職の廢止と共に廢せられたる職。議官岩下

方平初めて此の職に就き、同十七年四月

二十三日罷めたるより其の人を聞き、此の職に任せられたるものなくして、同年

裁の職掌を輔佐せしめたる職。議官岩下

方平初めて此の職に就き、同十七年四月

二十三日罷めたるより其の人を聞き、此の職に任せられたるものなくして、同年

八月十一日教導職の廢止と共に廢せられたる職。議官岩下

方平初めて此の職に就き、同十七年四月

二十三日罷めたるより其の人を聞き、此の職に任せられたるものなくして、同年

いきよし。義理堅し。天網島「内内唯
した心中よし。意氣方よし」

しんぢゅう「深重」おちつきてからが
るしきぶるまひなきこと。淺はかならざ
ること。又、幾へもかさなれること。し
んぢょう。太平記十二年悲劇深重にし
て、三衣の破れたる事を不悲張九齡詩
「雲鑿見深重」

じんぢゅう「人中」(名) ■人のなか。
ひとなか。晉書宋武帝歎曰、名可聞、身不
可見、人中龍也。南史蕭何此所謂人中

之臘臘、必致千里。口鼻と口との間のみ
ぞ。相書「人中長一寸壽一百」

じんぢゅう「のりあら」人中龍 前條に
同じ。

じんぢゅう「蓋忠」(名) ■まごころ。
まこと。誠忠。

じんぢゅう「盡忠」忠義を盡くすこと。
じんぢゅう「淨頭」(名) 「淨頭の字
の宋音」佛語。禪宗にて、頭の掃除等を
掌る役。庭訓往来十日禪家者中淨頭」

じんぢゅう「いろ」真鍮色 (名) 真鍮
の如き色。かないろ。

しんぢゅう「げんじせん」真鍮元字錢
(名) 寛保の初め京都の商人が官に請ひ
て鑄造せし寛永真鍮錢。背孔の上部に元
の字あるもの。徑八分弱、重量八分。其
の一文は當時の通用錢三に當たりと。
新寛永錢譜「真鍮元字錢」

しんぢゅう「げんじせん」真鍮元字錢
(名) 江戸幕府の真鍮錢を鑄造せし役所。安永元年創
設し、天明七年九月廢せらる。教令類纂
六〇「鑄錢之義、去る酉年後藤庄三郎支配
定座、其後真鍮座銀座江被仰附候處」

しんぢゅう「しもんせん」真鍮四文錢
(名) 寛永真鍮くわんえいしんちゅうせん(寛永真

しんぢゅう「せん」真鍮錢 (名) 真鍮
にて鑄造せる錢。即ち、寛永真鍮錢の類。
市中取締類集(中)「真鍮錢六貫二百三十
二文賣上」明慶錢「真鍮錢。金壹兩に付
き六貫六百文」金銀御吹替次第十二(中)「世
上通用之爲め、於銀座真鍮錢吹方被仰
付候付、右真鍮錢一枚に而、並錢四文之
代り相用ひ、國國に至る迄、無差可」合
通用候者也」

しんぢゅう「だて」心中立 (名) 人と
契りて、これを守りとほすこと。

しんぢゅう「ふ」真鍮蠟 (名) 多
量の亞鉛を含む真鍮。熔け易きを以て、
銅・真鍮などの接合に用ひる。

しんぢゅう「いわ」真鍮色 (名) 真鍮
の如き色。かないろ。

しんぢゅう「まごころ」。まごころ。
まこと。誠忠。

しんぢゅう「盡忠」忠義を盡くすこと。
しんぢゅう「淨頭」(名) 「淨頭の字
の宋音」佛語。禪宗にて、頭の掃除等を
掌る役。庭訓往来十日禪家者中淨頭」

しんぢゅう「いろ」真鍮色 (名) 真鍮
の如き色。かないろ。

しんぢゅう「げんじせん」真鍮元字錢
(名) 江戸幕府の真鍮錢を鑄造せし役所。安永元年創
設し、天明七年九月廢せらる。教令類纂
六〇「鑄錢之義、去る酉年後藤庄三郎支配
定座、其後真鍮座銀座江被仰附候處」

しんぢゅう「しもんせん」真鍮四文錢
(名) 寛永真鍮くわんえいしんちゅうせん(寛永真

しんぢゅう「せん」真鍮錢 (名) 真鍮
にて鑄造せる錢。即ち、寛永真鍮錢の類。
市中取締類集(中)「真鍮錢六貫二百三十
二文賣上」明慶錢「真鍮錢。金壹兩に付
き六貫六百文」金銀御吹替次第十二(中)「世
上通用之爲め、於銀座真鍮錢吹方被仰
付候付、右真鍮錢一枚に而、並錢四文之
代り相用ひ、國國に至る迄、無差可」合
通用候者也」

しんぢゅう「だて」心中立 (名) 人と
契りて、これを守りとほすこと。
しんぢゅう「ふ」真鍮蠟 (名) 多
量の亞鉛を含む真鍮。熔け易きを以て、
銅・真鍮などの接合に用ひる。

しんぢゅう「いろ」真鍮色 (名) 真鍮
の如き色。かないろ。

しんぢゅう「まごころ」。まごころ。
まこと。誠忠。

しんぢゅう「盡忠」忠義を盡くすこと。
しんぢゅう「淨頭」(名) 「淨頭の字
の宋音」佛語。禪宗にて、頭の掃除等を
掌る役。庭訓往来十日禪家者中淨頭」

しんぢゅう「いろ」真鍮色 (名) 真鍮
の如き色。かないろ。

しんぢゅう「げんじせん」真鍮元字錢
(名) 江戸幕府の真鍮錢を鑄造せし役所。安永元年創
設し、天明七年九月廢せらる。教令類纂
六〇「鑄錢之義、去る酉年後藤庄三郎支配
定座、其後真鍮座銀座江被仰附候處」

しんぢゅう「しもんせん」真鍮四文錢
(名) 寛永真鍮くわんえいしんちゅうせん(寛永真

しんぢゅう「せん」真鍮錢 (名) 真鍮
にて鑄造せる錢。即ち、寛永真鍮錢の類。
市中取締類集(中)「真鍮錢六貫二百三十
二文賣上」明慶錢「真鍮錢。金壹兩に付
き六貫六百文」金銀御吹替次第十二(中)「世
上通用之爲め、於銀座真鍮錢吹方被仰
付候付、右真鍮錢一枚に而、並錢四文之
代り相用ひ、國國に至る迄、無差可」合
通用候者也」

しんぢゅう「だて」心中立 (名) 人と
契りて、これを守りとほすこと。

しんぢゅう「ふ」真鍮蠟 (名) 多
量の亞鉛を含む真鍮。熔け易きを以て、
銅・真鍮などの接合に用ひる。

しんぢゅう「いろ」真鍮色 (名) 真鍮
の如き色。かないろ。

しんぢゅう「まごころ」。まごころ。
まこと。誠忠。

しんぢゅう「盡忠」忠義を盡くすこと。
しんぢゅう「淨頭」(名) 「淨頭の字
の宋音」佛語。禪宗にて、頭の掃除等を
掌る役。庭訓往来十日禪家者中淨頭」

しんぢゅう「いろ」真鍮色 (名) 真鍮
の如き色。かないろ。

しんぢゅう「げんじせん」真鍮元字錢
(名) 江戸幕府の真鍮錢を鑄造せし役所。安永元年創
設し、天明七年九月廢せらる。教令類纂
六〇「鑄錢之義、去る酉年後藤庄三郎支配
定座、其後真鍮座銀座江被仰附候處」

しんぢゅう「しもんせん」真鍮四文錢
(名) 寛永真鍮くわんえいしんちゅうせん(寛永真

大正五年十一月二十日印刷

大正五年十月二十三日發行

大日本國語辭典第二卷

定價金七圓

著作者

上田萬治

著作者

松井簡治

發行者

坂本嘉治

發行者

原一郎

代表者

高木西

印刷者

東京牛込區市谷加賀町一丁目十二番地
株式會社秀英舎第一工場

著權
所有

東京市神田區裏神保町九番地
合資會社富山房社長


同所 合資會社富山房社長

金港堂書籍株式會社

東京市日本橋區本町三丁目十七番地

同所 金港堂書籍株式會社社長

東京牛込區市谷加賀町一丁目十二番地



終